

令和4年4月8日

第22回水俣市農業委員会

第22回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和4年4月8日
開会 9時30分
閉会 10時10分
- 3 出席委員
農業委員 13名
1番 坂本 隆司 君 9番 廣島 康雄 君
2番 松田 時義 君 10番 松本 公昭 君
3番 森口 信二 君 11番 淵上 正嗣 君
5番 田畑 和雄 君 12番 前田 仁 君
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
8番 中村 清治 君
- 4 欠席委員
農業委員 1名 4番 山澤 親徳 君
推進委員 14名
15番 平松 明子 君 22番 坂口 新一 君
16番 蒔本 政廣 君 23番 山口 初憲 君
17番 竹下 正治 君 24番 池田 郁雄 君
18番 竹本 孝幸 君 25番 原田 隆義 君
19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君
20番 溝口 幸一 君 27番 下鶴 信雄 君
21番 安田 昌一 君 28番 古里 君廣 君
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農地利用最適化推進委員の出席は求めなかった。
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1) 合意解約通知について
議第81号 農地法第3条の許可申請について
議第82号 農用地利用集積計画の申出について
議第83号 非農地判断について
- 6 農業委員会事務局
局長 永松 正治
次長 大川 尊
参事 松原 真樹
主任 山内 哲郎

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第22回水俣市農業委員会会議を開催いたします。</p> <p>本日出席の農業委員は、13名です。</p> <p>欠席者は、14番山澤委員です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>本日の署名委員は、5番、田畑委員、6番、金田一委員にお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本会議の出席を控えていただきましたので御了承ください。</p> <p>報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。</p> <p>本日は、7番、稲田委員にお願いします。</p>
<p>7番委員 (稲田祐市君)</p>	<p>農業委員会憲章</p> <p>一つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。</p> <p>報告事項(1)合意解約通知について、でございます。</p> <p>こちらは中間管理機構の特例事業についてになりますが、議案書は、1ページから2ページになります。</p> <p>1件でございます。</p> <p>貸し人、借り人、土地の所在等は記載のとおりです。</p> <p>解約の理由につきましては、対象農地の売買のため、合意解約するものでございます。</p> <p>全部で5筆あり、1筆が宅地になっておりますが、中間管理事業の特例事業において一括で取り扱う農業用施設であるため、対象に含まれております。</p> <p>場所につきましては、2ページをご覧ください。</p> <p>ここは今後また、売買で議案として上がってくる予定でございます。</p> <p>報告事項の説明は以上となります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第81号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。</p>
10番委員 (松本公昭君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、10番、松本委員をお願いします。</p>
10番委員	<p>議第81号農地法第3条の許可申請について説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳は田、現況は畑となっておりますが、これは利用状況調査の時に長年、遊休農地になっておりました。 面積は2,348㎡。 譲受人の状況は記載のとおりです。 かなり手広く農業をやっておられまして、下限面積につきましては申請地の面積と自作地の合計で40aは超えていますので問題ないかと思えます。 譲受人は兼業農家であります。 申請地は5ページをご覧ください。 この辺りの田はほとんどが、譲受人が耕作されております。 現地調査を4月4日に、事務局2名、譲受人本人が来られなかったので譲受人のお父さんと、農地利用最適化推進委員の原田さんと私で行いました。 譲受人は、務めながら農業をされており、お米の食味コンクールに出品するなど精力的に頑張っておられます。 当該農地は、今まで大雨の場合、川から水が溢れて浸水するため、稲作には不向きということで、栗の木を植えられる予定です。 鹿対策が必要になってくると思いますが、大変だと思います。 従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていますので御審議の程よろしく願いいたします。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>

	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見も無いようですので、議第81号農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第81号農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第82号農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。 まず、新規設定の1番から4番までの議案を審議した後、再設定の1番を審議します。 関係委員の説明をお願いします。
10番委員 (松本公昭君)	はい、議長。
議 長	はい、10番、松本委員をお願いします。
10番委員	議第82号農用地利用集積計画の申出についての1番、2番、3番を説明いたします。 1番、2番ですが、新規となっておりますが、手続きの遅れにより新規扱いとなりましたのでよろしくお願いします。 貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳は田、現況は畑で面積が1,329㎡。 2番の貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳は田、現況は畑、面積が2,245㎡で、始期終期は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間、利用目的は野菜です。 借賃は無償で、使用貸借権となっております。 場所は9ページになります。 道路沿いの農地ですので、通るたびにしていますが、年間を通じて野菜を栽培されています。 以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、よろしく御審議の程お願いします。 続いて3番について説明いたします。 貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況ともに田です。 面積が519㎡、始期終期は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間で水稻を栽培されます。

	<p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は賃借権です。</p> <p>借人の自作地は、1, 696㎡です。</p> <p>場所は、10ページになります。</p> <p>貸人は、高齢により耕作できなくなり、隣の田の借人に耕作してもらうように頼まれたということでした。</p> <p>借人は、自治会長をされており、耕作放棄地の草刈りなど、中心になって頑張っておられます。</p> <p>以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議第82号農用地利用集積計画の申出について4番につきまして、山澤委員の代わりに事務局が説明いたします。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>貸人は議案書記載のとおりです。</p> <p>借人は公益財団法人熊本県農業公社でございます。</p> <p>土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は台帳現況ともに田でございます。</p> <p>面積は1, 265㎡、一筆となっております。</p> <p>始期終期につきましては、令和4年6月1日から令和14年5月31日まで、期間は10年でございます。</p> <p>利用目的は水稻です。</p> <p>借賃は無償、利用権の種類は使用賃借権となります。</p> <p>配分計画予定の転借人の方は、認定新規就農者になります。</p> <p>申請地は議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>平成8年頃にここは、基盤整備も完了しており、圃場は水田と畑となっております。</p> <p>転借人は、平成27年に新規就農者として、奥さんと2人で農業に従事されておられます。</p> <p>有機JASの資格も取得されまして、無農薬栽培に取り組んでおられ、年間就労日数につきましても、250日以上従事され頑張っているらしいです。</p> <p>今回、農地を借りまして、経営拡大を図りたいとのことでした。</p> <p>以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	関係委員、事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)

議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第82号農用地利用集積計画の申出について、の新規設定の1番から4番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第82号農用地利用集積計画の申出について、の新規設定の1番から4番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議第82号農用地利用集積計画の申出についての再設定の1番について審議します。</p> <p>なお、再設定の1番の借人である稲田委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、稲田委員の退場をお願いします。</p>
	(稲田委員退場)
1番委員 (坂本隆司君)	<p>私から説明いたします。</p> <p>農用地利用集積計画の申出、再設定の1番について説明いたします。</p> <p>貸人、借人は記載のとおりでございます。</p> <p>土地の所在、5筆あります。</p> <p>地目、台帳現況ともに田、面積は5筆で2,896㎡。</p> <p>始期終期は、令和4年5月1日から令和9年4月30日までの期間、5年。</p> <p>利用目的は水稻、利用権の種類は貸借権でございます。</p> <p>借人の方は、サラ玉と水稻を栽培されております。</p> <p>会社のほうも定年されまして、一生懸命頑張っておられるところでございます。</p> <p>申請地は12ページをご覧ください。</p> <p>1筆は、玉葱の苗床です。</p> <p>苗床として水道もあり、水かけも十分にできますので、いい苗ができます。</p> <p>苗床が終わった後に玉葱を作っておられます。</p> <p>残りの4筆は、水稻でございます。</p> <p>よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)

議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第82号農用地利用集積計画の申出について、の再設定の1番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第82号農用地利用集積計画の申出についての再設定の1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 稲田委員の入場を認めます。
	(稲田委員入場)
議 長	次に移ります。 議第83号非農地判定についてを議題といたします。 本議題は、令和3年度に実施した利用状況調査において、再生利用が困難と判断した農地について、農地法運用通知により農地に該当しない旨判断を行うもので、調査を終えた4区と20区について非農地の審議を行うものです。 私が担当ですので説明します。
1 番委員	議第83号非農地判定について説明いたします。 番号1番から番号122番までを位置図で説明します。 33ページをご覧ください。 ほとんど耕作をされていなくて原野化している所です。 34ページをご覧ください。 ここも道がなく、周りが原野化している所です。 35ページをご覧ください。 43番は埋立て造成してありますが、ここら辺も畑ではありません。 53番、54番、59番は道もなく、港の荷上場の上のところで、道もございません。 36ページ、ここも道がなく原野化しています。 37ページは34ページで説明した場所の反対側になり、ここも耕作されていません。 39ページは、急傾斜で県道からも上がれないし、団地からも下りれない所です。 73番はそら豆を作っていますが道がなく、その他の所は耕運機も行けないような状況になっていて、72番は竹林になっております。 40ページの太陽光発電所がある所で248番は道がなく、昔から耕作放棄地です。 179番、180番、181番も道がなく、海側からも上がれません。

	<p>215番は、一つ取り残されたような所で、道也没有ありません。41ページをご覧ください。</p> <p>ここの下の方の海岸沿いは道もなく、入ることができず原野化しています。</p> <p>42ページ、ここもほとんど道がなく、山の頂上から海岸沿いに行った方でございます。</p> <p>43ページは、電波塔がある所で、188番1は2ヶ月前に資材置場に変更しましたので、これから先は畑がございません。</p> <p>91番は竹が生い茂り、道がなく入って行けないような状況です。</p> <p>107番、115番あたりは海岸沿いで、ここも道がなく原野化しています。</p> <p>44ページの、169番、170番は30年くらい前までは甘夏園で頑張っておられたんですが、道がなく、持主も亡くなられて竹が生えています。</p> <p>この土地は相続もされていない状況ですので、今後どうなるのか心配です。</p> <p>45ページ、ここも道がなく、道の横は墓地になっております。</p> <p>164番1は、道上で昔はいい畑だったんですが、今は木が植わっています。</p> <p>46ページをご覧ください。</p> <p>ここら辺一帯、原野化している所です。</p> <p>47ページは、下って行った所で、ここも墓地の下で道もない所です。</p> <p>206番、ここも道もなく原野化しています。</p> <p>48ページは、九州電力の発電所でこの下が権現さんで、ここも急傾斜で道もなく、耕運機も持っていけない所で荒れ放題です。</p> <p>49ページの158番1は、48ページの横の道を上がって行った所の上です。ここも竹林です。</p> <p>299番1が山王神社の下です。</p> <p>ここも道がなく、右下が墓地です。</p> <p>230番1が、ここは前に伊予柑を作っておられたのですが後継者もいなくて荒れ放題になっています。</p> <p>306番3は、権現さんの所からあがってきた道ですね、ここも晩白柚を作っておられたのですが、亡くなられ荒れ放題で竹林になっています。</p> <p>167番、杉林になっています。</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>

議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第83号非農地判定については、非農地として通知してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第83号非農地判定については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第22回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員